

令和8年度里親支援センター設置運営事業候補者公募要領

1 公募の趣旨

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）において、子どもの家庭養育優先の理念が明記され、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、養子縁組や里親等への委託を進めることとし、それが適当でない場合には、児童養護施設等における小規模グループケアなどのできる限り良好な家庭的環境で養育されるよう、必要な措置を講ずることが求められています。

家庭養育を推進していく上で、里親制度は、虐待等により心に傷を負った子どもを自らの家庭に迎え入れ、温かい家庭的な雰囲気の中で養育することができ、愛着形成の観点から非常に望ましい制度です。

そのため、愛知県では里親支援体制を強化し里親登録者数を増やすとともに、より安心して子どもを受け入れ養育していただく体制を整えるため、里親のリクルートや研修、子どもとのマッチングからその後の支援までを一貫して行う児童福祉施設である里親支援センターを開設することとしました。

そこで今回、令和8年度中に開設する里親支援センター2か所の設置運営事業候補者を公募により選定することとし、企画提案を募集します。

2 事業開始日

令和8年10月1日（木）

3 事業実施区域及び支援対象となる登録里親数等

事業実施区域は次のとおりとし、各事業実施区域につき1事業者を募集する。

事業実施区域	管轄児童相談所	管轄市町村	事業実施区域における登録里親数等	加配職員の基礎となる里親等の数（※）
			（令和8年4月1日現在）	
中央・春日井	中央児童・障害者相談センター及び春日井児童相談センター	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町、春日井市、小牧市	里親 162 世帯 ファミリーホーム 2か所	里親 109 世帯 ファミリーホーム 2か所
西三河・豊田加茂	西三河児童・障害者相談センター及び豊田加茂児童・障害者相談センター	岡崎市、西尾市、幸田町、豊田市、みよし市	里親 174 世帯 ファミリーホーム 2か所	里親 116 世帯 ファミリーホーム 2か所

※県が把握している受託意向のある里親等の数

4 開設する里親支援センターの業務内容

別添「愛知県里親支援センター設置運営要綱」のとおりとする。

5 費用

- (1) 法第 50 条第 1 項第 7 号に基づき、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号こども家庭庁長官通知）により支弁します。請求事務については「児童保護措置費等請求事務取扱要領」（昭和 47 年 9 月 1 日付け 47 児第 24 号民生部長通知）によるものとします。
- (2) 里親支援センターを開設するために必要な設備整備及び備品の購入を行う場合、または必要な改修を行う場合に必要な経費については、「愛知県児童養護施設等環境改善事業費補助金」の活用が可能です。手続きについては、選定後にご案内します。ただし、対象は県が承認した日付より後に着手したものに係る費用に限ります。

(注) いずれの単価も今後変更の可能性があります。

6 応募資格

- (1) 公募の参加には、次の各号の全てに該当する者であることを要件とする。
 - ア 愛知県内に主たる事務所を有する法人であること。
 - イ 社会的養護を行う児童福祉施設を運営する社会福祉法人や里親分野の活動実績を有する特定非営利活動法人など、里親支援事業を適切に実施することができる者であること。
 - ウ 本要領に基づき、里親支援センターを県が定める時期に開設し、かつ継続して安定的に運営することが可能な者であること。
- (2) ただし、上記（1）に該当する者であっても、次の各号に掲げる全ての要件を満たさない者は、欠格とする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
 - イ 愛知県指名競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、企画提案書の受付期間中において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
 - ウ 企画提案書の受付期間中において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始申し立てがなされていないこと。
 - エ 総勘定元帳、現金出納簿等の会計関係帳簿類や、労働者名簿、出勤簿、賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していること。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
 - カ 国税及び地方税を滞納していないこと。
 - キ 宗教活動や政治的活動を目的とした団体でないこと。

7 スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年4月21日（火） |
| (2) 説明会 | 令和8年4月28日（火） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年5月1日（金）午後5時まで |
| (3) 質問回答 | 令和8年5月8日（金） |
| (4) 企画提案書提出期限 | 令和8年5月19日（火）午後5時 |
| (5) 一次審査（書面審査） | 令和8年5月下旬 |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和8年5月26日（火） |
| (7) 審査結果通知 | 令和8年5月29日（金） |

8 質問及び回答

本業務に関する質問等がある場合は、次により質問書（様式1）を提出してください。

(1) 提出期限

令和8年5月1日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

文末記載の宛先にメールにより送付してください。件名を「問い合わせ（里親支援センター設置運営事業候補者公募）」としてください。

(3) 回答方法

質問に対する回答は質問内容とともに県ホームページにて公開します。ただし、質問及び回答の内容が、質問者の提案の具体的な内容にかかわるものは、質問者に対してのみ回答を行います。

9 応募資格確認書・企画提案書の提出手続き

応募者は、次により応募資格確認書、企画提案書を提出してください。

(1) 応募資格確認書（様式2）

(2) 企画提案書（様式3）

表紙を含めて10ページ以内（添付資料を除く）、文字の大きさ12ポイント以上とします。

提出部数 6部

※原則としてA4判タテ、横書き、左綴りとしてください。

(3) 提出期限

令和8年5月19日（火）午後5時（必着）

(4) 提出方法・提出先

郵送又は持参により、文末記載の担当窓口へ提出してください。

10 企画提案書の作成・提出に当たっての注意事項

- (1) 本募集要領に示した参加申込資格を満たさない者、提出期限内に提出しなかった者及び提出資料に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とします。また、必要書類の提出がない場合は、参加申込資格が無いものとみなします。

- (2) 企画提案書は1者1提案のみとします。
- (3) 企画提案書提出後の再提出及び差替えは原則として認めません。ただし、県から書類の不足・不備の補完、内容確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (4) 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (5) 企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とします。

11 企画提案の選考方法

(1) 選考方法

企画提案の選考方法は、一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）によるものとします。

(2) 一次審査（書面審査）

一次審査は5月中旬を予定しています。一次選考通過者は5者程度を予定しています。なお、公募数が5者を超えない場合は、一次審査は行わず、二次審査により選考します。

一次選考結果発出日は令和8年5月21日（木）を予定しています。選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。

(3) 二次審査（プレゼンテーション）

二次審査は令和8年5月26日（火）午後を予定しています。日時等の詳細は、一次審査終了後、選考通過者に通知します。

プレゼンテーションは、提出された企画提案書を使用して行ってください。それ以外の資料の配布は認めません。1者25分（準備時間含む）、説明終了後に質疑応答を10分程度行います。

二次選考結果発出日は令和8年5月29日（金）を予定しています。選考結果については、選考通過者及び落選者それぞれに通知します。選考の過程等に関する問い合わせ及び異議申し立てについては、一切応じないこととします。

なお、提出された書類に不備がある企画提案書、法令等に違反した企画提案書又は愛知県の事業として不適切な企画提案書は、無効とします。

(4) 選考基準

選考においては、里親支援センターの運営方針、実施体制及び事業内容のほか、社会的価値の実現に資する取組（環境に配慮した事業活動、障害者等への就業支援、男女共同参画社会の形成、仕事と生活の調和）について総合的な評価を行います。

12 里親支援センター設置の認可申請

設置運営事業者候補として選定された者については、里親支援センターを開設する前に、法令及び県の規則で定めるところにより、県に対し、里親支援センター設置の認可申請を行うこと。

13 担当及び問い合わせ先

担 当：愛知県福祉局児童家庭課児童入所施設グループ 菅野

住 所：〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁西庁舎3階）

電 話：052-954-6980

メール：jidoukatei@pref.aichi.lg.jp